

令和5年度「文化部活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業及び地域文化クラブ推進事業）」 実施要領

I. 文化部活動の地域移行等に向けた実証事業

<実施団体>

都道府県及び指定都市

※ ただし、当該自治体における地域文化振興を担当する所管部局や地域スポーツ振興を担当する所管部局、教育委員会とで共同で事業に取り組むことができる都道府県または指定都市に限る。

<実施数>

都道府県・指定都市：50件程度（各1件を上限）

市区町村：100件程度

<規模感>

都道府県：①、②の合計、指定都市：②

① 1都道府県当たり：25万円程度

② 実証事業を行う1指定都市・市区町村当たり：90万円程度

※ 事業規模として、拠点地域は各都道府県・指定都市で1～2市区町村、地域の実情に応じた取組を推進するため、拠点地域数が増加することは差し支えない。

※ 再委託費の額は、申請件数や取組内容を勘案し、予算の範囲内で決定する。

<事業期間>

原則として、令和6年3月10日（日）までとする。

<実施内容>

●事業実施体制の構築

- ・ 実施団体は、文化振興所管部署やスポーツ振興所管部署及び学校文化（部活動）所管部署などが連携・協力し、地方公共団体として一体となり本事業を推進できる体制を構築すること。
- ・ 実施団体は、本事業の実証事業に取り組む地域（以下「拠点地域」）においても、文化振興所管部署やスポーツ振興所管部署及び学校文化（部活動）所管部署などが連携・協力し、拠点地域として一体となり本実証事業を実施できる体制を構築させること。
- ・ 地域文化クラブ活動に関する体制として、例えば、
⇒ 市区町村（複数の市区町村の連携を含む）が運営団体となり、あるいは市区町村が中心となって社団法人やNPO法人等の運営団体を設立して、文化芸術・スポーツ団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制。

⇒ 文化芸術団体、文化振興財団・文化協会、民間事業者、大学、地域のスポーツクラブなどの多様な運営団体・実施主体が、文化施設・社会教育施設や自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制。などが考えられる。その際、「実証事業の内容」で示す各項目の取組について、関連する取組を組み合わせながら、可能な限り多様なモデルを創出できるよう留意すること。

●関係者の理解促進等

- ・ 今後少子化が一層進む中、「学校単位」で活動し「教員が指導」を担うことを前提とした「部活動」という仕組みが持続可能でないことを踏まえ、地域における文化芸術活動の機会を将来にわたって確保できるように、学校の文化部活動に代わり、生徒が地域で文化芸術に親しめる環境を新たに構築していく必要がある。実施団体は、その必要性について、部活動を取り巻く多様な関係者が共通理解を得られるよう意識変革を図り、当事者意識を醸成すること。

●実証事業の実施内容

実施団体は、域内において、以下に掲げる取組内容を参考に実証を行うこと。なお、都道府県においては、必要に応じ、運動部活動の地域移行に係る取組と連携しながら、「※」を付記している取組内容を必須とする。

また、各項目に該当する取組（各項目に付随する事務作業の負担軽減、効率化など）があれば、積極的に実施すること。ただし、下記以外の取組を行うことを妨げるものではない。

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備「※」

- ・ 関係団体・市区町村等との連絡調整等に関する取組

〔例：広域的な活動を行う総括コーディネーター等を配置し、関係団体・市区町村等との連絡調整・指導助言等を行う。〕

- ・ コーディネーターに関する取組

〔例：中学校区でコーディネーターを配置し、運営団体・実施主体と中学校の連絡調整等を行う。
地域学校協働活動推進員やPTA等との効果的な連携を図り、運営団体・実施主体と中学校の連絡調整等を行う。〕

- ・ 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保に関する取組

〔例：運営団体・実施主体の運営体制の整備や人材の確保など、持続可能な運営ができる組織体制の整備を行う。
多世代向けのプログラム等を構築することで、新たな会員の確保を行い、自立した運営のできる組織体制を構築する。〕

- ・ 責任の主体の明確化に関する取組

〔例：活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任や賠償責任の主体を明確にし、共通理解を図る（例：関係規定の整備など）。〕

イ：指導者の質の保障・量の確保「※」

- ・人材の発掘・マッチング・配置に関する取組

例：都道府県に設置されている人材バンクを活用し、指導者を確保する。
文化芸術関係団体、各分野協会・連盟、大学、企業等と連携し、指導者を確保する。
アーティストを活用し、指導者としての役割を担ってもらう。

- ・研修に関する取組

例：指導者に対し、子供への指導方法や学校・教育委員会等との連絡調整、保護者
と対応するうえで留意することなどについて、研修の開催や受講を推進する。

- ・安全・安心な活動の実施に関する取組

例：心身の健康管理、事故防止の徹底、体罰・ハラスメント根絶に関する取組を行
う。

- ・平日・休日の一貫指導に関する取組

例：平日と休日の指導者間、学校と運営団体・実施主体間において、効率的・効果的な
連携方策を構築する。
ICT や民間企業のアプリ等を使用して、平日・休日の練習内容等を共有する。

ウ：関係団体・分野との連携強化「※」

- ・文化芸術団体、文化施設・教育施設、大学、企業等との連携に関する取組

例：指導者の派遣、民間施設の利用、研修教材の提供・講師派遣などについて連携す
る。

- ・地域公共交通との連携に関する取組

例：地域の公共交通サービスやスクールバス、自家用有償旅客運送などによる送迎サ
ービスを活用して、生徒の送迎を行う。
アプリを利用した移動手段の確保を行う。

- ・まちづくりとの連携に関する取組

例：地域おこし協力隊と連携し、運営団体・実施主体や指導者の確保等を行う。

エ：面的・広域的な取組

- ・休日に活動している文化部活動の多くを地域文化クラブ活動へ移行する取組
- ・市区町村等を超えた取組

例：市区町村を超えた2つ以上の中学校を対象として地域文化クラブ活動を行う。
活動場所や指導者の確保について、複数の市区町村で連携する。

オ：内容の充実

- ・生徒の多様なニーズに応じた取組

例：生徒の志向や状況に応じた文化芸術に親しむ機会の確保に取り組む。

- ・複数分野への参加やインクルーシブな活動の取組

例：平日には運動部活動に所属する生徒等も、休日には文化芸術活動に参加できるよ
うな、誰もが参加できる地域文化クラブ活動を実施する。
障害の有無等に関係なく、参加できる地域文化クラブ活動を実施する。

- ・レクリエーション的活動の取組

〔例：誰もが楽しめる文化芸術活動体験教室を実施する。〕

- ・世代間交流に関する取組

〔例：高校生や大学生などと合同で練習を行う。〕

地域の大人や高齢者など多様な世代と一緒に活動を行う。〕

カ：参加費用負担の支援等「※」

- ・困窮世帯への支援に関する取組

〔例：地域文化クラブ活動に参加する困窮世帯に対して、必要な経費を支援する。〕

困窮世帯に必要な経費項目・金額の調査を実施する。〕

- ・費用負担の在り方に関する取組

〔例：地域文化クラブ活動に係る収支を踏まえた会費の適切な設定・徴収方法の検討や、保護者負担経費の調査（既存の部活動における活動経費との比較や調整・管理の在り方を含む）・検討を行う。〕

企業版ふるさと納税や企業等からの寄附などの多様な財源の在り方の検討を行う。〕

キ：活動場所等の確保

- ・学校施設等の効果的な活用や管理方法に関する取組

〔例：教員以外の指導者による鍵の管理等の方策など、学校の施設・設備・備品等を使用して、地域文化クラブ活動を実施できるような取組を実施する。また、利用ルール（施設・設備・備品等の利用範囲や破損・紛失した場合の対応、施設の開閉手段・方法を含む）を策定する。〕

学校施設の活用、管理方法に関し、指定管理者制度や業務委託等による運営を行う。〕

企業等の協力や寄附、廃校・廃部となった学校等の用具の余剰品を有効活用する。〕

- ・学校施設以外の活用等に関する取組

〔例：文化施設・社会教育施設等の地域クラブでの利用促進について取組む（施設利用料、利用ルールの設定など）。〕

小中高等学校、特別支援学校、大学、廃校となった施設などを活用した取組を実施する。〕

●実証事業の実施体制の構築

- ・実施団体は、休日の部活動の地域文化クラブ活動への移行に取り組む中学校（以下「拠点校」という。）を中心に、当該拠点校を所管する学校設置者や文化振興所管部署やスポーツ振興所管部署、地域における文化芸術関係団体をはじめとする関係者等と連携・協力し、上記の取組を行いつつ、生徒が地域文化クラブ活動を実施できる体制を速やかに構築すること。
- ・実施団体は、当該拠点校を所管する学校設置者等に対して、当該地域の人口規模、地理的・社会的環境に加え、学校・部活動の状況や地域の文化芸術環境など、拠点校の置かれた環境はそれぞれで異なることを踏まえ、地域（保護者、地元住民等）、行政（学校文化（部活動）所管部署、文化振興担当部署、スポーツ振興担当部署）、文化芸術関係団体、大学、民間企

業などの関係者間で必要な連携を図り、地域の実情を踏まえた休日の地域文化クラブ活動を行うこと。

●協議会等の設置等

- ・ 実施団体及び当該拠点校を所管する学校設置者は、域内における新たな文化芸術環境の構築の円滑な実施を図るため、関係者の合意形成、事業の実施方針の決定、拠点校における実践の共有や検証、域内への普及方法の検討などを行う協議会等を可能な限り設置する。協議会等を設置する場合は、行政、拠点校の校長等、保護者、地域文化クラブ活動の運営団体、文化芸術関係団体、有識者等の関係者で構成すること。
- ・ 協議会等の経費については、地域文化クラブ活動体制整備事業（令和4年度第二次補正予算）を活用すること。

●拠点校に対する支援

- ・ 実施団体は、各地方自治体における「協議会等」の議論を踏まえつつ、拠点校における取組内容を適時適切に把握するとともに、拠点校の取組や関係団体との協働等について、体制を整えた上で指導や助言し、支援すること。

●事業の周知、事業の検証、成果の普及

- ・ 実施団体及び当該拠点校を所管する学校設置者は、事業の実施に当たって生徒・保護者等に対して活動内容(安心・安全な活動への配慮に関する取組、怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険などの情報も含む。)について、事前に周知をすること。
- ・ 実施団体は、令和3年度及び令和4年度の地域文化部活動推進事業及び地域文化倶楽部(仮称)創設支援事業における成果や課題に加え、本事業における実証結果(生徒・保護者の評価、教員の負担軽減状況を含む)や成果の評価・分析を行った上で、域内における休日の文化部活動の段階的な地域移行の着実な実施に向けて、関係者ととも課題の解決方策や地域の実情に応じた地域における新たな文化芸術環境の整備充実の進め方を検討すること。
- ・ 実施団体及び当該拠点校を所管する学校設置者は、地域の実情に応じて、域内における拠点校以外の中学校の生徒・保護者や地域住民・関係団体等にも、本事業の成果を普及すること。

●今後の進め方等の決定

- ・ 実施主体は、域内における令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行の着実な実施に向けて、今年度委託事業終了後においても、拠点地域、またはそれ以外の地域で主体的かつ計画的な取組を実施できるように、地域における文化芸術環境の整備方策や自治体・学校・保護者・関係団体などの関係者の役割分担の整理、今後の方向性などを明らかにした実施計画を策定すること。

<留意事項>

- 地域文化クラブ活動や休日の部活動の段階的な地域移行に係る基本的な考え方等については、「学校部活動及び新たな地域文化クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)の内容を十分踏まえること。
- 地域文化クラブ活動においては、部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、文化芸術による教育的機能を一層高めていくこと。また、部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障すること。
- 地域文化クラブ活動の実施・運営に当たっては、活動に必要な経費と財源を明らかにした上で、受益者負担を求めたり、行政や関係団体の自主財源から支出したりするなど、次年度以降も地域において持続的に活動することを前提とした仕組みを構築すること。このため、地域文化クラブ活動に必要な経費の全てを国費で賄うことは認められない。例えば、生徒が地域文化クラブ活動を実施するのに必要な経費(会費、生徒の保険料、会場使用料など)の一部を受益者負担や自治体負担とすることが考えられる。
- 活動形態として、活動場所や参加生徒、指導者などが学校部活動における活動と同一である場合も想定されるが、活動の主体・責任は、学校以外の主体が担っていることを明確化し、生徒や保護者、学校関係者のほか、文化芸術団体等の関係者が正しく認識した上で実施すること。
- 事業の検証・評価については、顧問教員の部活動指導にかかる勤務時間や地域文化クラブ活動時間の推移、運営団体・実施主体の年間活動収支、確保した指導者の数など定量的な観点に加えて、生徒、保護者、学校、地域指導者などの関係者へのアンケートやヒアリングを実施するなど定性的な観点も踏まえた手法によること。
- 文化庁においても、全国各地域の拠点校における実践の課題を検証しつつ、成果を情報発信するなど、休日の部活動の段階的な地域移行について全国的な普及を図るための取組を実施するため、実施団体は、拠点校における実践やその成果について、情報照会やアンケート調査、ヒアリング等の実施など、文化庁から依頼や指示を受けた場合には、協力すること。
- 実証事業の実施に当たっては、例えば、生徒が移動することなく専門的な指導を受けることで、対面指導によらなくても生徒自身で効果的な練習が行えるなど、ICTを積極的に活用した部活動の運営・指導に取り組むことも考えられる。

II 地域文化クラブ推進事業

<実施団体>

全国的な規模の文化芸術団体、文化施設、文化振興財団、文化協会、芸術系教育機関等

※ 文化部活動のうち休日の活動日数・時間が多い吹奏楽等について、休日の文化部活動の段階的な地域移行等の課題に取り組むことを前提とし、地域における新たな文化芸術環境の整備充実に向けた取組の一環として実施するものに限る。

<実施数>

2件程度

<規模感>

1件あたり：1,000万円程度

※ 再委託費の額は、申請件数や取組内容等を勘案し、予算の範囲内で決定する。

<事業期間>

原則として、令和6年3月10日（日）までとする。

<実施内容>

●事業実施体制の構築

- ・ 実施団体は、関係する文化芸術団体や文化施設、民間事業者、大学等と連携・協力し、文化部活動のうち休日の活動日数・時間が多い吹奏楽等について、学校の文化部活動に代わり得る持続可能な活動への取組に資する事業実施体制を構築すること。また、活動状況等について、文化庁に報告するとともに、関係団体等へも情報提供すること。
- ・ 全国各地の地域の実情を踏まえ、吹奏楽等に関する地域移行の取組事例や課題解決のための方策を創出する観点から、地域や特性に偏りが生じないようにするため、都市部、過疎地域、離島など地理的要因を含め、状況や課題の異なる学校の生徒や指導者を対象として取り組むこと。

●実証事業の実施内容

- ・ 実施団体は、域内において、下記に掲げるアからオの取組を参考に実証を行うこと。なお、「※」を付記している取組内容を必須とする。
- ・ 各項目に該当する取組（各項目に付随する事務作業の負担軽減、効率化など）があれば、積極的に実施すること。また、下記以外の取組を行うことを妨げるものではない。
- ・ 当事業において、地域クラブ活動を含む実証事業に取り組む実施団体は、事業の実施にあたり、「I 文化部活動の地域移行等に向けた実証事業」に記載する〈実施内容〉及び〈留意事項〉を参照のうえ実施すること。また、「※」を付記している取組以外に、ウからオのいずれかについても必ず1項目以上取組むこと。
- ・ 取組により得られた成果を広く周知し、地域移行を推進するため、各地域の状況、課題、

連携・協力体制、活動方針・内容を把握・整理し、実施した以外の都道府県や他の団体が参考にできるマニュアルや報告書を作成することを念頭に置き、実施すること。

ア：指導者の量の確保「※」

【課題】 現在担当する教員の兼職兼業意向が不明。地域・学校により指導者不足が発生。地域・遠隔人材とのマッチングが困難。

(取組例示)

- ・吹奏楽連盟等の文化芸術団体に所属する指導者、地域の活動経験者、大学生・高校生等が地域クラブの指導者となる意向をアンケート等により把握する。
- ・地方自治体と連携し、文化芸術団体に所属する指導者を学校や地域クラブへ派遣するなど、相談・マッチング体制を確立する。
- ・文化芸術団体に所属する団員等に対し、地域の指導者に必要な研修等を実施し、都道府県等が設置する人材バンク等への登録を推進する。

イ：指導者の質の確保「※」

【課題】 生徒の指導を安心して依頼できる指導者、保護者・生徒に望まれる指導者の不足。

(取組例示)

- ・地域クラブの指導者として必要となる子供への指導方法や学校・教育委員会等との連絡調整、保護者対応など共通事項に加え、特に吹奏楽活動において必要と考えられる、施設使用のルール、大会への参加、著作権の理解などについて、研修用のモデル教材やプログラムを作成する。

※ [資料7 部活動指導員等への研修内容\(案\)について \(mext.go.jp\)](#)

- ・地方自治体等と連携し、地方自治体等が実施する地域クラブ指導者の研修会等へ中学校長や文化芸術団体の指導者・コーディネーター等を講師として派遣する。

ウ：活動場所の確保

【課題】 学校施設を利用する場合の鍵・施設の管理について、教員が関わらない方法。

(取組例示)

- ・学校、教育委員会に対し、教員以外の指導者による鍵の管理等の方策を示すなどし、学校の施設・設備・備品等を使用して、地域文化クラブ活動を実施できるような取組を実施する。また、利用ルール（施設・設備・備品等の利用範囲や破損・紛失した場合の対応、施設の開閉手段・方法を含む）を策定する。

【課題】 学校施設以外での活動場所の不足。施設利用料の減免制度の状況が不明。

(取組例示)

- ・文化施設・社会教育施設等の減免制度を把握し、地域クラブでの利用促進について取り組む（施設利用料、利用ルールの設定など）。
- ・教育委員会や学校等と連携・協力し、小中高等学校、特別支援学校、大学、廃校となった施設などを活用した取組を実施する。

エ：楽器等用具の確保等

【課題】現存楽器等用具費及びメンテナンス費の財源（保護者負担、学校裁量経費、教育委員会一括購入、寄附など）が不明。楽器等の用具の追加確保や移動経費発生の可能性が不明。

（取組例示）

- ・ 上記財源や追加確保等の可能性の把握。
- ・ 企業等の協力や寄附、廃校・廃部となった学校等の用具の余剰品の有効利用。

オ：教員と地域指導者との連携

【課題】平日の教員（顧問）と休日の指導者や指導方法の違いによる生徒の混乱。

（取組例示）

- ・ 平日も含めた一体的な地域クラブの活動の検討。
- ・ 指導日誌、ICT 活用、スケジュール管理アプリ等による、指導内容や活動状況を共有するための取組を実施。

●事業の検証、成果の普及

- ・ 実施団体は、令和3年度及び令和4年度の地域文化部活動推進事業及び地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業における成果や課題に加え、本事業における実証結果（課題や地域の状況に合わせた取組結果、地方自治体における文化振興担当部署の評価、生徒・保護者の評価、教員の負担軽減状況を含む）や成果の評価・分析等を行った上で、休日の文化部活動の段階的な地域移行の着実な実施に向けて、実証事業の成果を関係する文化芸術団体や支部等へ普及すること。

●今後の進め方等の決定

- ・ 実施団体は、休日の部活動の段階的な地域移行の着実な実施に向けて、本委託事業終了後も、拠点地域またはそれ以外の地域においても、主体的かつ計画的な取組を実施できるように、スケジュールや実施計画を策定するなど、実証事業での成果を活用した今後の方向性などを示すこと。

●実施計画の策定

- ・ 実施団体は、今後の休日の部活動の段階的な地域移行の実施を踏まえ、委託事業終了後においても、拠点地域で主体的かつ計画的な取組を実施できるように、地域における文化芸術環境の整備方策や自治体・学校・保護者・関係団体などの関係者の役割分担の整理、今後の方向性などを明らかにした実施計画を策定すること。

<留意事項>

- 地域クラブ活動や休日の部活動の段階的な地域移行に係る基本的な考え方等については、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）の内容を十分踏まえること。

- 地域クラブ活動においては、部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくこと。また、学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障すること。

<経費に関する留意事項> I・II 共通

○経費については以下の対象経費一覧を参考に積算すること。

対象経費一覧

① 人件費

雇用の必要性及び金額（人数、時間、単価、超勤手当の有無）の妥当性に留意すること。役務の内容や従事時間等を確認できる日報、出勤簿等が必要。なお、特殊な技能を有する場合など、団体の内部規定によるなど算出根拠を提出すること。謝金として支出する場合は、諸謝金に計上すること。

② 諸謝金（税込）

委託事業の積算に当たっては、文部科学省で定める諸謝金等基準単価（以下「基準単価」という。）を基準として使用すること。

※基準単価は、積算に当たっての上限の目安を示すものであり、委託事業者が規定等に定める単価など、別に根拠になり得る単価がある場合においては、それらを用いて積算することも可能であるが、客観的な説明が可能な合理的な単価を設定するよう留意すること。

(i) 会議出席謝金（1日）	14,000円（※実働2時間以上）
(ii) 会議出席謝金（1時間）	7,000円（※実働2時間未満）
(ii) 講演謝金（1時間）	11,510円
(iii) 講義謝金（1時間）	8,050円
(iv) 地域文化クラブ活動指導謝金（1時間）	1,600円 （※部活動指導員の積算単価に同じ）
(v) 作業補助等労務謝金（1時間）	1,072円

優れた指導者への謝金等、上記により難しい場合の謝金単価については、団体の内部規定による算出根拠を提出すること。

③旅費（いずれも、日当の計上は不可。）

ア. 内国旅費

(i) 交通費 公共交通機関を使用した最も効率的かつ経済的な旅行経路による交通費実費とする。ただし、以下の経費は計上不可とする。

- 東京都23区内又は同一市内のみの移動
- 100キロ未満の移動に係る列車の特急料金及び列車運賃の特別料金（グリーン料金等）
- タクシー、ハイヤーの利用
- レンタカー代、ガソリン代（ただし、公共交通機関がない又は公共交通機関の使用が困難な地域の場合には計上可。この場合における、レンタカー代及びガソリン代

は、借損料に計上すること。)

(ii) 航空賃 エコノミー料金

(iii) 宿泊費 (1泊) 交通費や航空賃を支払う場合であって、宿泊することが必要な場合 (前泊しないと用務に間に合わない場合、用務後帰宅することが困難な場合など) 又は合宿研修等を行う場合であって、合宿の内容上、帰宅することが合理的でない場合にのみ計上可。なお、宿泊費は実費又は下記の額といずれか低い方を上限とする。

- さいたま市、千葉市、東京23区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、
大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市 10,900円
- 上記以外の地域 9,800円

③ 借損料

見積りを徴収するなどの方法により、用途にあった適正な仕様かつ妥当な価格を積算すること。なお、会場費を計上する場合は、必ず、見積書や使用申込書の控え又は使用施設の料金表も提出すること。楽器等のレンタル料についても見積書を提出すること。また、その他経費についても、見積合せ等の提出を求めることがある。

④ 消耗品費

美術作品製作等に係る材料、研修やワークショップ等で使用する資料に係る経費及び感染症対策に係る物品を計上可。ただし、備品等、事業終了後に別の目的で使用できるものは計上不可。

⑤ 会議費

原則として2時間以上の会議であって、事業の検証や成果の評価・分析、地域に普及させるための取組等について協議を行う場合のみ計上可。飲料代として1人1回150円を上限とする。

⑥ 印刷製本費

見積書を徴するなど、内訳及び金額の妥当性 (数量、配布予定先、単価等) を確認すること (必要に応じて見積合せ等の提出を求めることがある。)

⑦ 通信運搬費

以下の場合にのみ計上可。

- 事業の検証や成果の評価・分析、地域に普及させるための取組等に係るアンケート送付・返送
- 事業の成果を広く普及することを目的として作成した報告書の無償配布
- 広報資料 (チラシ、招待状、募集要項等) を送付する場合

⑧ 雑役務費

見積りを徴収するなどの方法により、用途にあった適正な仕様かつ妥当な価格を積算すること。(見積合せ等の提出を求めることがある。) なお、外部に業務発注を行う場合の経費に含まれる各経費についても、本実施要領に記載する費目の基準に従うこと。

※楽器等の運搬を外注する場合は、雑役務費に計上すること。

⑨保険料

見積りを徴収するなどの方法により、用途にあった適正な仕様かつ妥当な価格を積算すること。（見積合せの提出を求めることがある。）

⑩消費税相当額

ア. 課税事業者の場合

委託業務は、「役務の提供」（消費税法第2条第1項第12号）に該当するため、原則として業務経費全体が課税対象となる。したがって、業務経費のうち課税対象経費については消費税を含めた額を計上し、不課税・非課税経費については、消費税相当額を計上する必要がある。

イ. 免税事業者の場合

消費税を納める義務を免除されているので、不課税・非課税経費について、消費税相当額を別途計上する必要はない。

※ 簡易課税制度の適用を受けている場合においても、簡易課税の計算方式で算出した額によるのではなく、一般課税事業者の場合と同様に消費税相当額を計上すること。